令和７年度における独立行政法人日本スポーツ振興センターの中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「当センター」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和７年４月２２日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和７年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１　中小企業・小規模事業者向け契約目標

当センターは、令和７年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るように努め、金額が約１９億円、比率が６１．１%になるよう努めるものとする。

２　新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者向け契約目標については、国等の契約目標（比率）３．０%以上を踏まえ、少なくとも前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

（参考値）当センターの令和６年度新規中小企業者向け契約実績（推計値）
官公需総額に占める割合１．２５%

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当センターは、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

１　官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

２　官公需に関する相談体制の整備

調達管財課にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

３　総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

４　分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

５　適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

６　一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

７　一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

８　小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

９　地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

１０　適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格

を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第３ 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

１ 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当センターは、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（１）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「調達ポータル」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

（２）競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

（３）新規中小企業者からの相談体制

調達管財課の職員を担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

（４）「調達ポータル」の活用による調達の推進

「調達ポータル」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

第４ 前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

１ 本方針の適用範囲

本方針は、当センターの全ての部署に適用する。

２ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、当センターに推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

３　制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業業環境の整備を図る。

附則

官公需法第５条第３項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長　　：財務部長

本部員　　：ハイパフォーマンススポーツセンター運営部会計課長

：国立登山研修所長

：仙台業務推進課長

：名古屋業務推進課長

：大阪業務推進課長

：広島業務推進課長

：福岡業務推進課長

（事務局　財務部調達管財課）

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部署の長を追加することとする。